

令和5年3月24日判決言渡

平成29年（行ウ）第1号 生活保護基準引下処分取消等請求事件

## 判 決 要 旨

原告 〇〇〇〇外2名

被告 青森市外1名

## 主 文

- 1 別紙処分一覧表1の各「処分行政庁」欄記載の各処分行政庁が同表1の各「処分の名宛人」欄記載の各原告に対して同表1の各「処分日」欄記載の各年月日付けでした生活保護法25条2項に基づく各保護変更決定処分をいずれも取り消す。
- 2 別紙処分一覧表2の各「処分行政庁」欄記載の各処分行政庁が同表2の各「処分の名宛人」欄記載の各原告に対して同表2の各「処分日」欄記載の各年月日付けでした生活保護法25条2項に基づく各保護変更決定処分をいずれも取り消す。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。

## 理 由 の 要 旨

### 第1 事案の概要

本件は、生活保護法に基づく生活保護を受給している原告らが、「生活保護法による保護の基準」（保護基準）における生活扶助の基準（生活扶助基準）が平成26年3月31日厚生労働省告示第136号（平成26年告示）により改定されたことに基づき、別紙処分一覧表1の「処分行政庁」欄記載の各処分行政庁から「処分の名宛人」欄記載の各原告に対して保護変更決定処分（本件各処分1）がなされ、また、生活扶助基準が平成27年3月31日厚生労働省告示第227号（平成27年告示）により改定されたことに基づき、別紙処分一覧表2の「処分行政庁」欄記載の各処分行政庁から「処分の名宛人」欄記載の各原告に対して保護変更決定処分（本件各処分2）がなされたことについて、本件各処分は憲法25条、法1条、3条、

8条2項等に違反するものであるなどと主張して、本件各処分の取消しを求める事案である。

## 第2 当裁判所の判断

### 1 判断枠組み

生活扶助基準の改定については、①当該改定を行う必要があり、当該改定後の生活扶助基準の内容が被保護者の健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであり、かつ、これを超えないものであるとした厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合、または、②激変緩和等の措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において、現に選択した措置が相当であるとした同大臣の判断に、被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合に、法3条、8条2項の規定に違反し、違法となるものというべきであって、上記①又は上記②の場合に該当するか否かについては、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等の観点から審査されるべきものと解される。

### 2 ゆがみ調整について

#### (1) 平成25年検証について

平成25年検証において生活扶助基準額との比較対象を、最低限度の生活水準にある第1・十分位の世帯としたことが不合理なものとはいえない。

また、基準部会が一般低所得世帯（第1・十分位）を比較対象とすることとした検証結果に事実誤認等があるものということとはできず、原告らの主張はいずれも理由がない。

#### (2) 2分の1調整について

厚生労働大臣が、平成25年報告書を踏まえ、基準部会の検証結果をそのままではなく、激変緩和措置として、2分の1の割合で反映させたことは、平成

25年報告書の趣旨にも沿うものであって、その判断自体が不合理とはいえない。

(3) まとめ

厚生労働大臣が、ゆがみ調整及び2分の1調整を行ったことは、統計等の客観的な数値との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くものとはいえず、その判断の過程及び手続に過誤、欠落があったとはいえないから、同大臣の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

3. デフレ調整について

(1) 審議会等の専門機関による検証等を経なかったことについて

専門家の審議会等による検討を経ずにデフレ調整を行ったことについて、それ自体で直ちに厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があったものとはいえないが、生活扶助基準の改定に関して専門家の会議体による検討が行われてきた経緯等に加え、デフレ調整が従前の生活扶助基準改定方式を変更するものであることやデフレ調整の影響が重大であること等に鑑みると、デフレ調整については、物価動向を勘案することの是非や物価動向を勘案する場合の具体的な手法等に関する判断が専門的知見に基づく高度の専門技術的な考察を経て合理的に行われたことにつき、被告らにおいて十分な説明をすることを要するものというべきであり、これを踏まえ、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審理すべきものというべきである。

(2) 物価動向の比較期間の始期について

平成19年報告書において生活扶助基準額が高いとされたことと、平成20年を物価動向の比較期間の始期とすることに合理的関連性は認められない。むしろ、総務省CPIは、平成20年は世界的な原油価格や穀物価格の高騰により、11年ぶりに1%を超える上昇となったのに対し、平成21年は平成20年に高騰した原油価格が下落したこと等により昭和46年以降最大の下落幅

となり、平成22年及び平成23年も下落が続いたところ、平成20年を物価動向の比較期間の始期とすることは、平成19年から平成20年にかけての物価上昇については考慮せずに、平成20年以降の物価下落のみを考慮するものであり、不合理なものといわざるを得ない。

したがって、デフレ調整において物価動向を勘案する始期を平成20年としたことにつき、被告らにおいて、専門的知見に基づく高度の専門技術的な考察を経て合理的に行われたことについての十分な説明がなされているものとは認められない。

### (3) 物価下落率（物価変化率）の算出方法について

平成20年から平成23年までの生活扶助相当CPIの下落率については、テレビ、パソコン等の価格指数の下落による影響が大きいものといえるところ、生活保護受給世帯におけるテレビ、パソコン等を含む教養娯楽の消費支出の割合は、一般世帯と比較して小さいにもかかわらず、生活扶助相当CPIにおいては、テレビ、パソコン等のウエイトがむしろ一般世帯よりも大きく評価されたものといえ、生活扶助相当CPIを算出するに当たって前提とされた消費構造は、生活保護受給世帯の消費構造とは大きく乖離したものであるべきである。

被告らは、生活保護受給世帯におけるテレビ、パソコン等の電化製品の普及率が一般世帯と比較して相当程度に達しているなどと主張するが、生活保護受給世帯においては、通常、テレビ、パソコン等を保有していたとしても、一般世帯と比較して、それらを長期間使用し続けることが想定され、頻繁に買い替えることは想定されないといふべきであり、生活保護受給世帯におけるテレビ、パソコン等の普及率が一般世帯と比較して相当程度に達していたとしても、それらの消費支出の割合が生活保護受給世帯と一般世帯とで同程度ということはいふことができない。

したがって、デフレ調整において物価下落率を-4.78%と評価したこと

につき、被告らにおいて、専門的知見に基づく高度の専門技術的な考察を経て合理的に行われたことについての十分な説明がなされているものとは認められない。

(4) ゆがみ調整と併せて行ったことについて

ゆがみ調整後の生活扶助基準と一般低所得世帯との消費実態の均衡については、何ら検討が行われたものとは認められず、ゆがみ調整と併せてデフレ調整を行ったことにつき、被告らにおいて、専門的知見に基づく高度の専門技術的な考察を経て合理的に行われたことについての十分な説明がなされているものとは認められない。

(5) 平成29年検証に関する被告らの主張について

ア デフレ調整における判断の過程に過誤、欠落があると認められる場合においては、事後的な検証によりその過誤、欠落が直ちに治癒されることとなるものではない。

イ デフレ調整については、物価動向の比較期間、物価下落率の算出方法、ゆがみ調整と併せて行うこと等のその具体的手法の判断が、専門的知見に基づく高度の専門技術的な考察を経て合理的に行われたことについて十分に説明できているとはいえないのであり、平成20年から平成23年までの消費、物価、賃金等の経済指標の変化率がマイナスであることをもって、それらの合理性が裏付けられるものとはいえない。また、平成29年検証においては、夫婦子1人世帯についてのみ生活扶助基準の水準と第1・十分位の消費実態の均衡が確認されたにとどまり、他の世帯類型における均衡を確認するまでには至らなかったものであり、これをもって、デフレ調整の合理性が裏付けられるということとはできない。

ウ したがって、被告らの平成29年検証に関する主張を採用することはできない。

(6) まとめ

以上によれば、デフレ調整に関する厚生労働大臣の判断は、統計等の客観的数値等との合理的関連性を欠き、または、専門的知見との整合性を有しないものであり、その判断の過程に過誤、欠落があるものといわざるを得ない。

そして、本件保護基準改定は、ゆがみ調整及びデフレ調整を一体的に行うものであり、本件保護基準改定のうち、ゆがみ調整に係る部分とデフレ調整に係る部分とを明瞭に区分することはできないから、本件保護基準改定は、厚生労働大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして、法3条、8条2項の規定に違反し、違法なものというべきである。

そうすると、本件保護基準改定を根拠に行われた本件各処分はいずれも違法であるから、本件各処分は取り消されるべきものである。

#### 4 結論

以上によれば、本件各処分の取消しを求める原告らの請求は、いずれも理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

(青森地方裁判所第2民事部)

裁判長裁判官鈴木義和 裁判官佐々木大慧 裁判官鈴木祥平)

(別紙)

処 分 一 覧 表 1

番号	処分行政庁	処分の名宛人	処分日	処分のあったことを知った日	審査請求日	裁決日
1	青森市福祉事務所長	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
2	青森市福祉事務所長					
3	八戸市福祉事務所長					

以上

(別紙)

処 分 一 覧 表 2

番号	処分行政庁	処分の名宛人	処分日	処分のあったことを知った日	審査請求日	裁決日
1	青森市福祉 事務所長	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
2	青森市福祉 事務所長					
3	八戸市福祉 事務所長					

以上